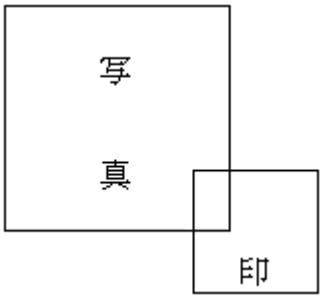
別記様式(第13条、第22条関係)

(第1面)

12センチメートル

第　　号

立入検査職員身分証明書



8センチメートル

職　　名
氏　　名
生年月日

上記の者は、公認心理師法(平成27年法律第68号)第20条第1項(第38条において準用する場合を含む。)の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。

年　　月　　日交付

文部科学大臣　　印　　厚生労働大臣　　印

(第2面)

公認心理師法(抄)

(立入検査)

第20条　文部科学大臣及び厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(準用)

第38条　第10条第3項及び第4項、第11条から第13条まで並びに第16条から第26条までの規定は、指定登録機関について準用する。

この場合において、――(中略)――と読み替えるものとする。

(第3面)

第50条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

三　第20条第1項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。